

改正

昭和40年6月8日告示第517号
昭和56年4月1日告示第391号
昭和57年4月1日告示第452号
平成元年3月22日告示第429号
平成8年4月1日告示第512号
平成8年9月13日告示第1220号
平成10年4月1日告示第574号
平成13年3月30日告示第686号
平成15年3月28日告示第786号
平成15年6月27日告示第1407号
平成15年11月11日告示第2101号
平成17年1月14日告示第76号
平成17年7月1日告示第1355号
平成18年8月29日告示第1296号
平成21年1月30日告示第144号
平成21年3月27日告示第439号
平成21年9月29日告示第1201号
平成23年4月1日告示第461号
平成25年3月29日告示第2457号
平成30年3月20日告示第2959号
令和2年3月31日告示第316号
令和2年10月20日告示第1128号
令和3年3月30日告示第412号
令和4年3月15日告示第219号
令和4年5月20日告示第552号

愛媛県土木部工事執行規程を次のように定める。

愛媛県工事執行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知事部局における土木工事（農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む。）及び建築工事等（以下「工事」という。）の執行について必要な事項を定めるものとする。

(工事執行の方法)

第2条 工事執行の方法は、請負、直営又は委託によるものとする。

(直営)

第3条 直営による場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 請負に付することを不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要するため請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、特に直営により工事を執行する必要があると認めるとき。

2 前項に規定する直営工事の執行については、別に定めるところによる。

(委託)

第4条 委託による場合は、技術上、施行能率上又は財政上知事が特に必要があると認める場合とする。

(受託)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、工事を受託する場合がある。

- (1) 県所管に係る工事と合併し、又はこれと関連して執行する必要があるとき。
- (2) 県所管に属する機械器具若しくは施設又は県職員の有する専門技術を必要とするとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があるとき。

(入札・見積通知書)

第6条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第144条第2項（規則第148条において準用する場合を含む。）の通知は、入札・見積通知書（様式第1号）によるものとする。

(契約保証金)

第7条 1件の設計金額（請負に付すべき金額（材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、**第2号又は第5号（契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条の規定により変更する場合に限る。）**の規定による場合を除き、契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分の1（規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）に満たなくなつた場合におけるその差額の納付については、この限りでない。

第8条 削除

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額が50万円未満の**もの**、年間維持工事（県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持する

ことを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。以下同じ。) **及び規則第146条第1項第4号の復旧工事(同号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合に限る。)**とする。

第10条 削除

(監督員の立会)

第11条 監督員は、設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に定めるもののほか、水中又は地下に埋設される部分その他工事の完成後外面から検査又は確認をすることができなくなる部分及び重要な箇所の工事の施工に立ち会うものとする。

(前金払)

第12条 前金払の対象は、1件の設計金額が100万円以上の工事とする。

(中間前金払)

第12条の2 中間前金払(前条の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。)の対象は、1件の請負代金額が100万円以上の工事とする。

2 請負者は、中間前金払を受けようとする場合は、あらかじめ契約担当者に対し、当該建設工事が地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(債権譲渡)

第13条 請負者は、債権譲渡の承認を受けようとする場合は、債権譲渡承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 契約担当者は、前項の債権譲渡承認申請書の提出があつた場合において、理由があると認めるときは、債権譲渡承諾書(様式第5号)を交付するものとする。

3 請負者は、債権譲渡の承諾を受けた後その必要がなくなつたときは、遅滞なくその旨を書面をもつて届け出なければならない。

4 請負者は、債権を譲渡したときは債権譲渡通知書(様式第6号)に、債権譲渡を取り消したときは債権譲渡取消通知書(様式第6号の2)に、債権譲渡額を減額したときは債権譲渡減額通知書(様式第6号の3)に譲渡者と譲受者が連署して内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもので提出しなければならない。

(契約の適正な履行確保)

第14条 地方局長は、請負者が設計図書その他契約条項に違反したときは、改築修補を命じ、又は必要な指示を与え、これに応じないときは、遅滞なくその理由及び意見を付して工事を所管する本庁の部長(以下「部長」という。)に報告しなければならない。

2 地方局長は、請負者が契約期間内に工事を完成する見込みがないと認められるときは、その理由及び意見を付して部長に報告しなければならない。

(工事延期願)

第15条 請負者は、工期の延長を求める場合は、工事延期願（様式第7号）を契約担当者に提出しなければならない。

(既成部分検査の請求)

第16条 請負者は、既成部分の代価の支払を受けようとする場合は、既成部分検査請求書（様式第8号）を契約担当者に提出しなければならない。

(部分払)

第17条 既成部分に対する一部支払の回数は、おおむね、次の基準によるものとする。

- (1) 設計金額 60万円以上200万円未満 1回
- (2) 設計金額 200万円以上400万円未満 2回
- (3) 設計金額 400万円以上1,000万円未満 3回
- (4) 設計金額 1,000万円以上1,600万円未満 4回
- (5) 設計金額 1,600万円以上2,200万円未満 5回
- (6) 設計金額 2,200万円以上2,800万円未満 6回
- (7) 設計金額 2,800万円以上 7回

2 前項の規定にかかわらず、年間維持工事に係る一部支払の回数は、3回とする。

(変更増減額)

第18条 請負代金額を変更する場合において、変更後の請負代金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(完成届)

第19条 請負者は、工事を完成したときは、遅滞なく完成届（様式第9号）を提出しなければならない。

(精算書)

第20条 請負者は、精算払金を請求しようとするときは、請求書に精算書（様式第10号）を添付しなければならない。

(契約不適合責任)

第21条 請負者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない工事目的物を引き渡した場合において、契約担当者が請負者に対して履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる期間（以下「契約不適合責任期間」という。）は、当該工事目的物の引渡しのあつた日から2年以内とする。

2 地方局長は、契約不適合責任期間内に当該工事目的物が請負者の責めに帰すべき理由により契約の内容に適合しないことを知つたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を部長に報告しなければならない。

(工事台帳)

第22条 部長又は地方局長は、工事台帳（様式第11号）を備え付け、所管する工事について、常にその執行状況を明らかにしておかなければならない。

（提出書類の経由）

第23条 契約者又は請負者がこの規程に基づき知事に提出する書類（本庁において監督を行う工事に係るものを除く。）は、所轄地方局長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年度工事から適用する。

前 文（抄）（昭和40年6月8日告示第517号）

昭和40年度分の工事から適用する。

前 文（抄）（平成8年4月1日告示第512号）

公布の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県土木部工事執行規程附則第2項及び第3項の規定は、この告示の際現に契約を締結している工事については、適用しない。

前 文（抄）（平成8年9月13日告示第1220号）

平成8年10月1日から施行する。（中略）ただし、改正後の愛媛県工事執行規程の規定は、この告示の施行の日以後に入札又は見積りの通知を行う工事の執行について適用し、同日前に入札又は見積りの通知を行った工事の執行については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成10年4月1日告示第574号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成13年3月30日告示第686号）

平成13年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第12条の2の規定は、この告示の施行の際現に契約を締結している工事については、適用しない。

前 文（抄）（平成15年3月28日告示第786号）

平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程様式第11号の規定は、同日以後に契約を締結する工事に係る工事台帳について適用し、同日前に契約を締結している工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成15年6月27日告示第1407号）

平成15年7月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成15年11月11日告示第2101号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成17年1月14日告示第76号）

平成17年1月16日から施行する。

前 文（抄）（平成17年7月1日告示第1355号）

告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成18年8月29日告示第1296号）

平成18年9月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年1月30日告示第144号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成21年3月27日告示第439号）

平成21年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年9月29日告示第1201号）

平成21年10月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程の規定は、同日以後に入札の公告又は通知を行う工事に係る工事台帳について適用し、同日前に入札の公告又は通知を行った工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成23年4月1日告示第461号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（平成25年4月1日告示第2457号）

告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第12条の2第1項の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成30年3月20日告示第2959号）

平成30年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和2年3月31日告示第316号）

令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第13条及び第21条の規定は、同日以後に契約を締結する工事について適用し、同日前に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

前 文（抄）（令和2年10月20日告示第1128号）

告示の日から施行する。

前 文（抄）（令和3年3月30日告示第412号）

令和3年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和4年3月15日告示第219号）

令和4年4月1日から施行する。

前 文（抄）（令和4年5月20日告示第552号）

告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

		第	号	
		年	月	日
様				
				通知者
				印
入札・見積通知書				
次のとおり {指名競争入札} を {執行} するので、設計図書及び契約書案を閲覧の上、 {入札して} {見積書を提出して} ください。				
1 {入札} {見積} 日時及び場所				
月 日 時 分				
2 工 事				
工事番号	第 号			
工事名				
施工箇所				
工事日数	日	保証年数	年	
3 入札保証金				
4 契約保証金				
5 設計図書等閲覧期間				
月 日から 月 日まで				
6 設計図書等閲覧場所				
7 その他				

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第 2 号及び様式第 3 号 削除

様式第4号（第13条関係）

債 権 譲 渡 承 認 申 請 書

年 月 日

契約担当者 様

請負者 住 所
氏 名

㊟

県と締結した請負契約に係る工事請負代金の債権を次のとおり譲渡いたしたいから承諾願いたい。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人住所、氏名
- 7 債権譲渡を必要とする理由

様式第5号（第13条関係）

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号
年 月 日
印

請負者 様

契約担当者

月 日付けで申請のあつた工事請負代金の債権を譲渡することを、次の条件を付し承諾する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人住所、氏名

承 諾 の 条 件

- 1 債権譲渡の承諾は、確定日付のある債権譲渡通知書（内容証明郵便又は信書便の役務のうち内容証明郵便に準ずるもので送付するものとする。）を受領したときから効力を発する。
- 2 工事請負者と譲受者に対する支払の順位は、譲受者が優先する。
- 3 譲受者が2名以上の場合は、確定日付のある債権譲渡通知書の到着順とする。ただし、契約の解除のため精算する場合には、民法（明治29年法律第89号）第332条の規定による。

様式第6号（第13条関係）

債 権 譲 渡 通 知 書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲受人	住 所	
	氏 名	㊟
債権譲渡人	住 所	
	氏 名	㊟

月 日 付け 第 号をもって承諾せられた工事請負代金の債権については、附帯条件を了承の上、次のとおり譲渡したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人

様式第6号の2（第13条関係）

債 権 譲 渡 取 消 通 知 書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲受人 住 所
氏 名 ⑩

債権譲渡人 住 所
氏 名 ⑩

月 日付けをもつて通知した次の工事請負代金の債権の譲渡については、取消ししたから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者（債権譲渡人）
- 4 工事請負代金
- 5 譲渡債権金額
- 6 債権譲受人
- 7 債権譲渡を取消しした理由

様式第6号の3（第13条関係）

債 権 譲 渡 減 額 通 知 書

年 月 日

契約担当者 様

債権譲受人	住 所	
	氏 名	㊟
債権譲渡人	住 所	
	氏 名	㊟

月 日付けをもって通知した次の工事請負代金債権の譲渡額を減額したから通知する。

- 1 工事番号及び施工位置
- 2 契約年月日
- 3 工事請負者（譲渡人）
- 4 工事請負代金
- 5 債権譲渡承認額
- 6 減額後の債権譲渡額
- 7 債権譲受人
- 8 債権譲渡額を減額する理由

様式第7号（第15条関係）

工 事 延 期 願		年 月 日
契約担当者 様		請負者 住 所 氏 名
次の工事の完成期限を延期（有償） （無償）せられたく、お願いいたします。		
工事番号及び工事名	第 号 工 事	延 期 の 理 由
路線名、河川名、港湾名等		
施 工 箇 所	郡 町 大字 市	
契 約 上 の 工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	
延 期 日 数	日	
延 期 後 の 完 成 期 日	年 月 日	

様式第8号（第16条関係）

既成部分検査請求書

年 月 日

契約担当者 様

請負者 住所
氏名

次の工事の既成部分検査を請求します。

- 1 工事番号及び工事名 第 号 工 事
- 2 施 工 箇 所 郡 町 大字 地 内
市
- 3 請負契約締結年月日 年 月 日

様式第9号（第19条関係）

完 成 届		年 月 日
契約担当者	様	請負者 住所 氏名 ㊟
次の工事は 年 月 日完成しましたからお届けいたします。		
1 工事番号及び工事名	第 号 工 事	
2 施 工 箇 所	郡 町 大字 地 内	
	市	
3 請 負 代 金 額	¥	
4 本件責任者及び担当者（押印する場合は、記載を要しない。）		
	本件責任者の職氏名及び連絡先	
	担当者の職氏名及び連絡先	

注 4の項を記載し、知事が定める方法等により提出する場合にあつては、押印を省略することができる。

様式第10号（第20条関係）

精 算 書 年 月 日 契約担当者 様 請負者 住 所 氏 名 精算金額 ￥ _____ ただし 第 号 工事精算額 内 訳	
前 払 金	¥
第 1 回出来高払	¥
第 2 回出来高払	¥
第 3 回出来高払	¥
	¥
	¥
今 回 請 求 金	¥
計	¥

様式第11号 (第22条関係)

工 事 台 帳

工事番号	第 号				執行方法			執行機関				
工事名					契約締結日							
路線名等					契約の 工事期間			実際の 工事期間				
施工箇所	郡 町 大字 市			設計概要		請負者 所名						
費 目	設計金額	請負代金額				現場代理人						
				予 定 価 格			主任技術者					
				調査基準価格 又は最低制限価格			監理技術者			監理技術者補佐		
				契約保証の種類			専門技術者					
				保証機関の名称			監 督 員					
契約種別	契約締結日	設計金額	増減額	請負代金額	増減額	契約保証金	増減額	工 期	追加 日数	中 止	第1回	年月日から 年月日まで (日間)
											第2回	年月日から 年月日まで (日間)
											第3回	年月日から 年月日まで (日間)
検査種別	検査年月日	検 査 員	立 会 人	成 績	区 分	支出負担行為額	支 出 額	残 額	支出負担行為日又は支出日			
備 考												

注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第154条第1号又は第2号に該当する場合は、契約保証金の欄に当該保険金額又は保証金額を記入すること。
 3 区分の欄は、契約締結、前金払、部分払、契約変更又は確定払の別を記入すること。